

果樹園地継承促進事業実施要領 別表1 (実施要領第3関係)

事業の内容	取組内容
<p>県推進事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="349 212 2112 288">1 県(農林事務所)は、市町村、農業協同組合、農業振興公社、農業委員会、農業共済組合等を構成員とする果樹産地協議会と連携し、推進地区を設定する。 <li data-bbox="349 341 2112 384">2 県(農林事務所)は、園地の場所、植栽している品種、設備等の果樹園地の状況及び今後の栽培意向を調査する。 <li data-bbox="349 437 2112 513">3 県(農林事務所)は、推進地区での話し合いで園地の借り手と貸し手のマッチングを行うために必要な樹園地マップ作成を支援するために2で調査した内容をデータベース化する。 <li data-bbox="349 566 2112 643">4 県(農林事務所)は関係機関、団体と情報共有等を図るための推進会議や県外の優良事例を紹介するセミナーを開催する。 <li data-bbox="349 695 2112 738">5 その他園地継承の仕組みづくりを支援するために必要な取組

果樹園地継承促進事業実施要領 別表2 (実施要領第3関係)

事業の内容	事業実施 主体	補助率 (上限額)	補助対象	採択要件	
				個別事項	共通事項
地区推進事業	果樹産地 協議会	定額	<p>1 園地継承のためのルール作り、話し合い、検討会、樹園地マップの作成に要する経費</p> <p>2 研修ほ場の運営に要する以下の費用 (1) 除草、農薬散布薬剤 (2) 大苗育成に係る経費 等</p> <p>3 研修ほ場の整備に要する以下の経費 (1) もも防風ネットの修繕費 (2) 日本なしジョイント仕立てへの棚改修費 等</p>	<p>1 補助対象2及び3の研修ほ場は、今後未利用となる恐れのある園地等を活用し、新規果樹栽培者の技術習得、または大苗の育成を行う園地とする。なお、設置にあつては熟練農家等と連携し、新規栽培者への技術習得支援を行うものとする。 さらに、果樹産地構造改革計画で福島県園芸振興プロジェクトの重点品目（もも、日本なし、ぶどう）が位置付けられている産地は園芸重点品目を優先して取り組むよう努める。</p> <p>2 補助対象2(2)に係る経費のうち、苗木代は研修ほ場に大苗を定植する場合に限る。</p>	